

議案第34号

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 家庭的保育事業等の連携施設を確保する義務に係る経過措置の終了に伴い、当該義務の一部を免除する旨の規定を定める必要があるので、本案を提出する。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 2 区長は、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるために必要な措置を講じているときは、前項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。